

Bugyônin(奉行人) in the Kamakura (鎌倉) Age(2)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/19760

鎌倉期の奉行人について (二)

梅田康夫

〔目次〕

- 一 はじめに
- 二 各種の奉行人
 - (1) 公家・武家奉行人
 - (2) 鎌倉・六波羅・鎮西奉行人
 - (3) 公事・安堵・官途・寺社・雑人奉行人(以上、第五一卷第二号)
 - (4) 政所・問注・侍所・引付奉行人(以上、本号)
 - (5) 地・保・賦・越訴奉行人
 - (6) 本・合・先・当・別奉行人
- 三 引付の設置と引付奉行人
 - (1) 引付の設置
 - (2) 引付奉行人
- 四 むすびに

二 各種の奉行入

(4) 政所・問注・侍所・引付奉行入

武家政権としての鎌倉幕府草創の契機をめぐっては今なお諸説が錯綜し確定し難いところではあるが、政所、問注所、侍所がいわば頼朝の補助的な施政機関として幕府草創の頃に設けられたことはいうまでもないところである。政所は三位以上の有位者に認められた家政機関であり、頼朝が従二位に昇叙された文治元年（一一八五）頃に設置されたと考えられる。政所の前身とも称される公文所は元暦元年（一一八四）に新造され吉書始が行なわれたが、同年に問注所も「一点御亭東面廂二ヶ間」じて設けられた。問注所は当初、政所の一部局であったようであるが、次第に独自の機関として位置づけられるようになった。侍所は最も早く、常陸国の佐竹秀義を滅亡させた佐竹合戦の直後、治承四年（一一八〇）に平氏政権下における坂東八箇国の侍奉行職を踏襲して設置された。⁽⁶⁾

前述した『吾妻鏡』建久二年（一一九二）正月一五日条には、政所、問注所、侍所の役職名と就任者が記載されている。政所の役職としては別当、令、案主、知家事が掲げられており、問注所には執事、侍所には別当および所司が置かれている。そのほか公事奉行人や鎮西奉行人が京都守護と並んで置かれている。これらは頼朝を補佐し、武家政権の中樞を支える役職であり、有力な政務担当者集団であったといつてよいであろう。公家奉行人に対する武家奉行入、あるいは六波羅奉行人や鎮西奉行人に対する鎌倉奉行入といった奉行人の広義の用法を考えるならば、これらの役職の就任者をさして機関毎に政所奉行入、問注所奉行入、侍所奉行入と総称したことがまず想定される。

弘長元年（一二六一）の「関東新制条々」の事書には、担当奉行の書き入れがいくつかみられる。例えば、「法生会的立役事」には「奉行侍所」⁽⁷⁾、「仏事間事」には「文応奉行政所」⁽⁸⁾、「可三専守二式目一事」には「弘長奉行問注所

「執事」⁽⁹⁾とみえる。これらは事書の右肩に書き入れられたようであるが、「可レ令^三如法勤^二行諸堂年中仏事等^一事」については、事書の下に「奉行人行^一」と書き入れがある。⁽¹⁰⁾「行^一」とは法名であり、二階堂行忠のことと思われる。行忠は正嘉元年(一二五七)に引付衆として初めて登用され、文永元年(一二六四)には評定衆となり、さらに弘安六年(一二八三)に政所執事を兼ねることとなった。⁽¹¹⁾その後、正応三年(一二九〇)の死去に至る時まで、評定衆と政所執事の職にあり続けたようである。別当ないし令より一名が政所の事務を専管する政所執事に任命されたのであるが、行忠は政所執事として、この年中仏事等を担当する奉行人であったといえる。⁽¹³⁾

このように政所、問注所、侍所の別当や執事等のいわば機関の総括責任者や管理的職務に携わる者を含めて、広くその機関に所属する者全体を政所奉行人、問注所奉行人、侍所奉行人と捉える觀念があつたと思われる一方、他方では狭義的にそれらの機関の実務担当者、下僚的性格を有する者を特に奉行人として捉える觀念が存在した。『吾妻鏡』宝治元年(一二四七)七月七日条には、「左親衛招^二請評定衆并奉行人^一、有^二盃酒椀飯等結構^一、剩及^二引出物^一云々」とあり、奉行人は各機関の役職を兼務し政務全体に関与する評定衆とは區別して扱われている。このような実務官僚的な奉行人の存在は後述する引付において顕著であるが、問注所においてもまた明確にみられるところである。次に掲げる追加法三五二は、やはり弘長元年(一二六一)「関東新制条々」にみられる一条項である。

一 問注遅引事

問注所執事并奉行人等、致^二緩怠^一之故也、政道之源、只在^二此事^一、云^二執事^一云^二奉行人等^一、殊存^二忠勤^一、可^レ致^二沙汰^一也、各隨^二彼勤否^一、可^レ有^二賞罰^一、且於^二奉行人等勤否^一者、執事可^レ注^二申之^一矣、

問注所執事と明らかに區別されて奉行人が掲げられており、執事は奉行人等の「勤否」を注申すべしとされている。

るから、奉行人は執事の評価対象とされる下僚といつてよいであろう。また『吾妻鏡』寛元元年（一二四三）五月二三日条には、次のような記事がみえる。

今日、於_二左親衛御亭_一、撰津前司、若狭前司等参会、諸人訴訟事及_二沙汰_一、次親衛被_レ遺_三御書於_二加賀民部大夫許_一、是評定雖_二事終_一、事書遅々之時、諸人歎申事也、向後付_二奉行人等_一、引_三合事書与_二御下知草案_一、加_二内評定_一之後、可_レ令_二清書_一之由云々、

「左親衛」は執権の北条経時、「撰津前司」および「若狭前司」は評定衆の中原師員と三浦泰村をさす。「加賀民部大夫」は問注所執事の三善康持のことである。「諸人訴訟事」についての評議の結果が、執権から問注所執事に伝えられ下知状が作成されるが、その事書の確定が遅延気味だったようである。そこで奉行人に事書と御下知草案を照合させることになった。このような状況は、次に掲げる『吾妻鏡』の同年九月二五日条の記事に、より具体的な形であらわれている。⁽¹⁴⁾

諸人訴訟事有_二評定_一、事書入_二見参_一可_二施行_一之由、被_二仰下_一之処、御成敗遅々、尤以不便、自今以後、付_二奉行人_一、任_二事書_一、早々可_レ成_二御下知_一、又御下知与_二事書_一、於_二問注所_一可_レ令_二勘合_一、事書無_二相違_一者、可_レ下_二之由_一、被_レ仰_二加賀民部大夫_一、

問注所の奉行人をして下知状の作成、および事書との照合といった実務的な作業にあたらせたといえる。前述の記事と合わせて考えるならば、それまで問注所執事が執権に事書について了解を得た後で下知状を作成していたよ

うであるがいろいろと不備が生じたようで、事前に奉行人が事書と下知状草案を勘合し内評定の上で下知状を作成することになったようである。このような形でいわば問注所執事の下僚としてその実務を担当する奉行人は、問注所奉行人ではなく問注奉行人と称された。もつとも問注奉行人とは当事者の対決による取り調べ、訴訟の審理を担当する奉行人であり、必ずしも問注所の奉行人のみに限定されるものではない。¹⁵⁾次に掲げる『吾妻鏡』宝治二年(一二四八)十一月二三日の記事は、そのような問注奉行人の姿を極めてリアルに描き出している。

問注奉行人等、閣^二雑務稽古、酒宴放遊^レ事、不^レ面^一調訴人、不^レ見^一究証文理非^一之間、臨^二評定座^一之時、預^二下問^一事等、所^二答申^一頗令^二停滯^一、於^二如^レ然輩^一者、不^レ可^二召仕^一之由、普可^二相触^一之趣、今日被^レ仰^二付大田民部大夫、信濃民部大夫入道行然等^一云々、

「雑務稽古」を怠り「酒宴放遊」に耽り、訴人の面談審理、証文の理非究明も行わず、評定の場において下問にも満足に答えられない問注奉行人の姿が描かれている。¹⁶⁾「大田民部大夫」は問注所執事の三善康連、「信濃民部大夫入道行然」は政所執事の藤原行盛のことであり、夙に佐藤進一氏が「即ち問注所・政所の各管下に訴訟審理の奉行人が属していたのである」と述べているように、¹⁷⁾問注奉行人とは問注所や政所に所属する下僚であったが、問注所執事を先に掲げていることや「問注奉行人等」と「等」字を付していることからすると、問注奉行人は主として問注所の奉行人をさしていると考えるのが適当であろう。『吾妻鏡』寛元三年(一二四五)二月二十五日条に、松浦執行源授と鶴田五郎源馴との相論に係わって、「以^レ馴令^レ悪^一口問注奉行人越前兵庫助政宗^一之由、搆^二申無実^一之間、被^レ尋^二証人^一之処、大田太郎兵衛尉康宗、志村太郎入道寂円進^二誓文^一、不^レ令^レ悪^一口政宗^一之由也」という記事がある。事実無根であったのであるが、悪口の対象とされた問注奉行人の越前政宗は、翌年、次に掲げるよう

な所領相論の審理を担当している。⁽¹⁸⁾

肥前国御家人安德三郎右馬允政康所領事、任_二舎兄政尚・政家之例_一、除_二所職_一、并安堵下文之外私領、可_レ召_二上肥前国三根西郷内刀延名三分_一之由、越前兵庫助奉行、

まだ引付が設置される以前であり、御家人に関係する相論ということで、この事件の管轄は問注所であつたと思われる。⁽¹⁹⁾『吾妻鏡』康元元年（一二五六）正月一六日条に「越前兵庫助政宗卒_{年五}、二番引付右筆也」とあり、越前政宗は引付設置後は引付に移りその右筆として死去したが、それ以前は問注所に所属する奉行人、問注奉行人であつたといえる。当時、問注奉行人をめぐるつては、訴訟当事者の信頼度が問題となつていたようであり、『吾妻鏡』には次のような記事がみえる。

(A) 『吾妻鏡』寛元三年（一二四五）三月三〇日条

諸人問注事、被_レ差_二奉行人_一之処、一方通避之由、問依_レ有_二其聞_一、自今以後、相_二触奉行人_一、可_レ注_二交名_一、就_二彼状_一、可_レ有_二誠沙汰_一之由被_二仰出_一、加賀民部大夫奉_二行_一之、

(B) 『吾妻鏡』寛元三年（一二四五）五月三日条

今日諸人訴訟事、被_レ定_二其法_一、所謂被_レ仰_二下問注所_一之処、寄_二事於左右_一、当参之輩令_二難決_一之條、自由也、奉行人催促、過_二五ケ度_一者、隨隨_レ被_レ注_二進交名_一、可_レ被_レ処_二罪科_一也、又奉行人、訴人参对之時令_二不参_一、不_レ記_二申詞_一者、可_レ註_二申交名_一、同可_レ被_レ処_二其科_一云々、

おそらく問注奉行人に対する訴訟当事者の評価によってであろう、召文を無視して問注所に出頭しない者がいたようであり、そのような者の交名を注進して処罰することとした。また逆に原告が出頭しても奉行人が欠席し取り調べをしないことがあり、そのような場合には奉行人の交名を注進し処罰することとした。このような事態は要するに問注奉行人の質に係わって生じたといえるのであり、次に掲げる追加法一六五および一六六の条項は、そのような問題と関連していると思われる。

一 文書調進之事

右、巨細取_二目録_一、可_レ被_レ副_二進之_一、云_二不足_一云_二加増_一、是則奉行人緩怠之故也、加_レ之、於_二進上正文_一者、不_レ可_レ及_二子細_一、至_二取進案文_一者、書_下校_二合正文_一由上、每_レ枚以_二奉行人之手跡_一、可_レ書_二文書之端_一也、兼又繼_二進文書_一之時、訴人定封_二続目_一歟、奉行人同每_二繼目_一、可_レ加_三封判於_二兩方文書_一也、

一 関東進問注記未到事

右、都鄙之間、奉行人之懈怠歟、且於_二路次_一令_二紛失_一歟、実以_レ非_レ無_二不審_一、自今已後、以_二月次之引付_一、注_二進之_一者、自_二関東_一又隨_二到来_一、可_レ被_レ遣_二合点状_一也、

これらは仁治二年(一二四二)六月一日に執権北条泰時が六波羅探題の北条重時・時盛に対して、関東からの問注記の取扱について命じた「問注記調進同可_二存知_一條々」の中に盛られた条項である。この少し前の同年三月二〇日にはやはり両探題に対して、六波羅から関東への問注記調進についての布達が出されており(追加法一六〇)、

それと対応するものと思われる。ここにあらわれている奉行人は問注奉行人と考えられるが、その「緩怠」「懈怠」が問題とされている。追加法一六五では、調進文書目録の適正さ、案文の校合処理、継進文書の封判、等についての奉行人に対する指示が述べられており、また追加法一六六では、問注記が未到という状況に対し「月次之引付」（月毎の記録のようなものか）を以て調進し、到来の時は「合点状」（六波羅探題が作成するものか）を發給すべきことが命じられている。このような問注奉行人をめぐる状況が、後述する引付設置の一つの要因をなしていたのではないかと推測される。

以上、問注奉行人について先に述べてきた。叙述の順が前後したが、次に政所奉行人について述べる。実は史料上において、明確な形で政所奉行人の名称があらわれることはあまりない。管見の限りではわずかに年代未詳の「奉行人の意見乃至は備忘の類い」とされる⁽²⁰⁾、参考資料六四以降の五項目からなる規定の冒頭に表題として「政所奉行成敗事」とあるのを見出せるのみである。政所の職員として『吾妻鏡』には、政所寄人が何ヶ所かあらわれている。建久五年（一一九四）三月九日条の記事には「掃部允藤原行光加⁽²¹⁾政所寄人⁽²²⁾云々」とあり、また正嘉元年（一二五七）二月二日条には將軍の鶴岡八幡宮の参詣に際して政所寄人が給仕役として「手長」を勤めたことがみえる。先の藤原行光は寄人となった直後、武藏国における大河戸御厨と伊豆宮神人等との喧嘩を沙汰し⁽²³⁾、また頼朝没後に頼家がその跡を継いだ際の正治元年（一一九九）の吉書始に、大江広元、三浦義澄、源光行、八田知家、和田義盛、比企能員、梶原景時等の枢要人物と共に列席している⁽²⁴⁾。このような藤原行光の事績からすると、政所寄人は実務的な下僚というより、むしろ執事等に近い政務担当者ともみべきかと思われる。『吾妻鏡』承元四年（一一二〇）一二月二二日条には、中原仲業が問注所寄人を兼務したことがみえている。仲業は中原親能の家人であるが、建久二年（一一九二）に既に公事奉行人に任ぜられており、藤原行光と同様に政務担当者的性格を有していた。少なくとも鎌倉初期においては、寄人と奉行人を同様のものとして捉えることはできないようである。

政所が統括する奉行人に関するものとして、『吾妻鏡』建長六年(一二五四)四月二七日条に次のような記事がみえる。

鎌倉中雜人并非御家人之輩不_レ從_二奉行人成敗_一事、殊可_レ有_二誠沙汰_一事、被_レ定_二其法_一、被_レ仰_二政所_一云々、

佐藤進一氏が政所と問注所との管轄範圍を導き出した史料であるが、奉行人の成敗に從わない者を処罰する法の制定を政所に命じており、政所と奉行人の密接な關係を想定させる。前述したように政所の奉行人も、訴訟審理に携わる限りでは問注所の奉行人と同様に広い意味では問注奉行人と称され得た。とはいえ政所が財政をはじめ様々な一般行政に關与し、当初は問注所をもその中に含む最高の政務機關であったことからすると、そこに所屬する奉行人も問注奉行人のような性格のものに止まらず、様々なタイプの奉行人が存在したのではないかと考えられる。

そのようなものとして、まず雜色⁽²⁶⁾があげられるかもしれない。鎌倉幕府の雜色には、御使雜色、朝夕雜色、国雜色⁽²⁷⁾の三種類があつた。御使雜色については、頼朝の側近として活躍した状況が申宗大氏によつて明らかにされている。福田豊彦氏は、やはり頼朝の雜色についてその職掌を四項目に分類して詳述した上で、幕府吏僚との親近性について論じている。その中で国雜色は政所に所屬したことや、訴訟の際に召文配布を行なっていたこと等が述べられている。⁽²⁸⁾雜色は下級奉行人とも位置づけられるのであるが、しかしながら雜色は一般的には姓を持たず身分的にはかなり低い階層に位置し、雜色を奉行人と称した例はみあたらない。福田氏も触れているように追加法一三二や三八四によれば雜色は奉行人の統屬下にあることが推測され、そして両者は一応區別して扱われている。『吾妻鏡』建暦元年(一二一一)五月一九日条に小笠原御牧々士と奉行人三浦平六兵衛尉吉村代官との喧嘩の沙汰に関する記事があり、その中で「対_二如_レ此地下職人_一、称_二奉行_一、恣_レ令_二張行_一之間、動及_二喧嘩_一、偏忘_二公平_一之所_レ致也」と

されている。地下職人を代官としたことが喧嘩の要因であり、奉行人の職務はそれなりのしかるべき人物によって担われるべきものと考えられていたことがわかる。と同時に確かに他方では地下職人が現実に奉行人の代官とされていたことは、実証的に確認できないが雑色のような低い身分の者が時代の進展とともに奉行人層に繰り込まれていった可能性を示唆するものともいえる。

さて政所は鎌倉市中に関する一般行政を管掌したのであるが、その点との関連で地奉行人および保奉行人について触れなければならない。⁽³⁾ 詳細については後述するが、地・保奉行人は政所が統括する奉行人として捉えられるのではないかと考える。次に掲げる追加法三九三は、弘長元年(一二六一)「関東新制条々」中の一条項である。

一 可レ令レ禁_レ断人勾引并人売_レ事

件之輩等、任_二本条_一可レ被_二断罪_一、且称_二人商_一専_二其業_一之輩、鎌倉中并諸国市之間、多以有_レ之云々、自今以後、於_二鎌倉中_一者、仰_二保之奉行人_一、隨_レ注_二申交名_一、可レ被_レ追_二放之_一、至_二諸国_一者、仰_二守護地頭_一、固可レ令_レ科_二断之_一矣、

いわゆる人倫売買に関する規定の一つであるが、「人商」を業とする者について、鎌倉中においては保奉行人をしてその交名を注進し追放することを命じ、諸国においては守護地頭に科断するよう命じている。そして次に掲げる追加法一一五によれば、延応元年(一二三九)の時に既に「信濃民部入道」すなわち政所執事の二階堂行盛に対して、人倫売買の禁制があらためて布達されていた。

一 人倫売買事、禁制重量、而寛喜飢饉之時、被_二相有_一歟、於_レ今者、任_二綸旨_一可レ令_二停止_一之由、重可レ

被_二下知_一之由、被_二仰下_一也、

延応元年五月六日

信濃民部入道殿

基綱判
師員判

さらに注意すべきは、同趣旨の人倫売買の禁制が延応二年(一二四〇)五月一二日に和泉国守護所に宛て両執権より布達されており(追加法一四二)、おそらく各地の守護に人倫売買の処断を命じていたと推測される。すなわち人倫売買の処断は、鎌倉中については政所、諸国については守護を通して行なわれたといえる。保奉行人がこれに關与しているのは、政所の統括下にあつたことによる。追加法七三六には、次のような規定が存在する。

一 政所、侍所、勾引人、々売事

件族、任_二本条_一可_レ処_二罪科_一也、而鎌倉中并諸国市廛間、多有_下專_二此業_一之輩_上云々、至_二諸国_一者、仰_二守護地頭等_一、儘_二可_レ断罪_一、於_二鎌倉中_一者、可_レ被_レ捺_三火印_一於_二其面_一、

おそらく状況の変化を反映したものであろうか、諸国と鎌倉中の場合の順が逆になったり、また鎌倉中の場合の処断が追放から火印が変わったりしているが、追加法三九三と同趣旨の規定とみてよいであろう。佐藤進一氏は、鎌倉市中の市内警察権が政所に与えられていたことを証する史料であり、事書にある政所と侍所は、もともと事書の右肩にあつた注文が伝写の誤りによって本文に竄入されたものとみる。まことに慧眼というほかなく、従つて「勾引人」および「人売」の取り締まりと処断は、鎌倉中については政所、諸国については侍所に委ねられていたとい

える。保奉行人は政所の統括下で鎌倉中においてその任務を遂行したのであり、地奉行人も含めて政所奉行人としての性格を有していたと思われる。

次に、侍所奉行人について述べる。史料上にその名称があらわれるのは政所奉行人と同様にあまりなく、管見の範囲では次に掲げる弘長元年（一二六一）「関東新制条々」中の一条項においてである。⁽³⁴⁾

奉行侍所

一 放生会的立役事

一 同居隨兵役事

一 若宮流鏑馬役事

一 二所御參詣隨兵役事

以前條々、就「巡役」被「催促」之時、充「課彼用途於百姓」之由、有「其聞」、於「自今以後」者、永停「止其儀」、以「地頭得分」、可レ令「勤仕」之旨、遍可レ相「触御家人等」之由、可レ被レ仰「侍所奉行人等」也、

(傍線筆者)

その内容と「奉行侍所」の書き入れから考えて、これら四条項はいずれも侍所の所管についての規定と考えられる。「二所御參詣隨兵役事」とは、箱根山の箱根権現と伊豆山の走湯権現に參詣する際に供奉する兵役のことである。これらの費用を百姓に課するのを停止して、地頭得分に従って御家人に勤仕させることを侍所奉行人に命じたものである。侍所の職掌は様々にあるが、佐藤進一氏が夙に述べているように、「即ち一言以てすれば、御家人の「統制を以て根本職務とした」といえる。⁽³⁵⁾隨兵役の催促等はいわば侍所の最も重要な職務に直接に係わるものであり、

御家人に対してその任務を遂行し得るのは、侍所の上司である別当あるいは頭人ないし所司しかあり得ないであろう。そのことは「関東新制条々」の次の条項である「可_(レ)令如法勤_(二)行諸堂年中仏事等_(一)事」について、前述したようにその担当奉行人は政所執事の二階堂行忠であったことから裏付けられる。従つて、この侍所奉行人は政務担当者を含めた広義の意味での奉行人であり、実務的な下僚としての奉行人をさすものとは思われない。

佐藤進一氏は、侍所の構成を論ずる中で「頭人の指揮の下に、訴訟審理を担当する奉行人」について考察を加えている。⁽³⁶⁾ 佐藤氏によれば、侍所は当初は刑事訴訟機関ではなかつたのでそのような職員は存在せず、裁判管轄の変化により独立の訴訟機関となつた後も専任の奉行人は存在せず、引付・問注所・政所の奉行人が兼務していたということである。そして、「刑事訴訟の準備手続、付帯手続ともいへば犯罪者の搜索・捕縛・糾問・刑執行等に当る職員」すなわち「検断の吏」は、⁽³⁷⁾当初からの御家人統制にあたる職員でもあり、軍奉行がそれに相当すると述べている。確かに侍所には、引付奉行人や問注奉行人のような訴訟審理を専ら担当する奉行人は存在していなかつたようであり、この点について異論はない。笠木一成氏は侍所の構成について、「創設当初は別当・所司各一人とそのおのの家人・郎従でもつて構成されていたようである」と述べているが、⁽³⁸⁾その構成原理は基本的に変わらなかつたと思われる。追加法一三二や三八四には、雑色等と同じく雑役に従事するかなり低い身分の「侍所雑仕」があらわれているが、それを別とすれば侍所には実務的な下僚集団は存在しなかつたと考えられる。しかしながら佐藤氏が検断職員と捉える軍奉行についていえば、佐藤氏も述べるようにその一人は侍所頭人であるし、⁽³⁹⁾また最初に軍奉行に任せられたのは平家追討の際における和田義盛と梶原景時であつたことを考えるならば、⁽³⁹⁾軍奉行を実務官僚的なものとみることができないであろう。そしてさらにいえば、侍所に引付・問注所・政所等の奉行人が出張つたという点については、必ずしも確かな根拠があるわけではない。佐藤氏は、『沙汰未練書』に「奉行人ハ外様人也」とあるのは、⁽⁴⁰⁾そのことと関連するとみるが如何であろうか。「外様者」について『沙汰未練書』は「將軍家奉公地

頭御家人等事也」と述べており、この注釈からすると侍所の奉行人を引付や問注所における吏僚としての奉行人と同一視することはできないのではなからうか。侍所の奉行人は地頭御家人とされているわけであるが、地頭と並ぶ存在である守護は『沙汰未練書』にはあまりあらわれておらず、地頭に含まれているのかもしれない。幕府成立時における惣追捕使や地頭との関係をめぐってとりわけ多くの議論がなされてきた守護あるいは守護人は、また奉行人とも称されていた。次に掲げるのは、建久八年（一一九七）の「前右大将家政所下文案」である。⁽⁴³⁾

前右大将家政所下 左兵衛尉惟宗忠久

可下早為二大隅薩摩両国家人奉行人一致上沙汰一条条事

一 可レ令レ催二勤内裏大番一事

右、催二彼御家人等一可レ令二勤仕一矣、

一 可レ令レ停二止売買人一事

右、件条、可二禁遏一之由、宣下稠量、而辺境之輩、違犯之由有⁽⁴²⁾其聞、早可二停止、若有二違背之輩一者、可レ処二重科一矣、

一 可レ令レ停二止殺害已下狼藉一事

右、殺害狼藉禁制殊甚、宜下守護國中可レ令二停止一矣、

以前条々、所レ仰如レ件、抑忠久寄⁽⁴¹⁾事於二左右一、不レ可レ冤⁽⁴²⁾凌無⁽⁴³⁾咎之輩、而又家人等誇⁽⁴⁴⁾優恕之余、不レ可レ对⁽⁴⁵⁾扞奉行人之下知、惣不慮之事出来之時、各可レ致二勤節一矣、以下、

建久八年十二月三日

案主清原

令大藏丞藤原（花押）

知家事中原

別当前因幡守中原朝臣

散位藤原朝臣(花押)

(傍線筆者)

この下文は佐藤進一氏によれば守護補任条であるが、⁽⁴⁴⁾守護は鎌倉初期においては政所の統括下にあつたのかもしいない。そして注意すべきは、守護が「家人奉行人」と表現されていることであり、安田元久氏によれば、「なかつての軍事的指揮官としての権限は、平時といえども潜在的には守護の権限内に含まれていたが、平時にあつてはむしろ管内の御家人に対する統制権として、これが継承されたのである。そのため「守護」を「家人奉行人」と称すこともあつた」ということである。⁽⁴⁵⁾ちなみに、守護は管内の治安維持や取り締まりに意を尽くしたのみならず、紛争の平和的解決のために和与に直接に係わることもあつた。次に掲げるのは、永仁三年(一二九五)の「関東下知状」である。⁽⁴⁶⁾

佐多弥九郎定親代了親与同弥四郎親治相論大隅国佐多村内田菜段・園壹所一事、

右、如^二大宰少式経資法師^{法名}・大友兵庫頼泰法師^{法名}遺志^{法名}執進訴陳状并両方所^レ進証文等^一者、枝葉雖^レ多、所詮、

於^二件田・屋敷^一者、定親等伯母建部氏之跡也、無^二男子^一於^レ未^二处分^一令^二死去^一畢、而定親亡父宗親与^二親

治亡父親綱^一令^二和与^一之間、任^二彼状^一、不^レ可^レ有^二相違^一之由、守護人^{尾張前司入道}正嘉二年令^二下知^一之後、已^レ經^二

卅年^一之間、如^二式目^一者、今更不^レ及^二沙汰^一、然則、守^二和与状并先下知^一、各可^レ領知^一焉、

一 親治号^下奉行人状構^{出謀書}由^{上事}、

右、相互雖^レ有^二申旨^一、所詮、無^二正文^一之間、非^二沙汰之限^一矣、以前条々、依^二鎌倉殿仰^一、下知如^レ件、

永仁三年五月一日

陸奥守平朝臣(花押)

相模守平朝臣(花押)

(傍線筆者)

前半部は所領相論の裁定であるが、亡父の代の和与状を守護人が確認したところに従って、式目の年紀制を適用したのであるうか、和与状と下知の趣旨を遵守して領知すべきことを命じている。後段は謀書に関するいわば刑事事件の裁定であるが、所詮のところ正文がないので沙汰の限りにあらずとしている。ここで問題となっている「奉行人状」は事件の経過からいって守護人の下知状をさすとしか考えられない。守護人は奉行人と称されたのである。前述したように守護は政所の統括下に当初あった可能性があるが、一三世紀後半の文永以降頃になると侍所と密接な關係を有するようになったことは佐藤進一氏が夙に論証しているところであり、侍所奉行人とは守護人のことをさしていたのではないかと考えたい。

以上、鎌倉幕府成立にもなつて設置された施政機関、すなわち政所、問注所、侍所における奉行人について考察を加えてきた。一口に奉行人といつても、政務担当者を含めた広義の意味での奉行人と、実務的な下僚のみを意味する狭義の意味での奉行人という、二義的な用法があった。そしてこれまでの検討結果を総合して考えるならば、実務的な性格をもつ狭義の意味での奉行人で、しかも裁判実務や法の運用に日常的に携わる奉行人としては、主に問注所を中心にその存在が認められる問注奉行人を以て他に考えることはできない。政所や侍所に所属する奉行人であったと思われる地・保奉行人や守護人は、様々な行政実務の一環として警察・檢察的機能を担っていたのではないかと考えられる。

最後に、鎌倉幕府の機関としては少し遅れて一二世紀半ばの建長元年(一二四九)に設置された引付ないし引付方の奉行人、すなわち引付奉行人について述べなければならない。引付奉行人も他の奉行人同様に施政機関に所属する奉行人であるが、引付頭、引付衆、奉行人の区分が明解であり、引付奉行人といえはほとんど狭義の意味での実務的な下僚を意味していたといつてよい。引付の設置によりおそらく多くの問注奉行人が引付に所管替えされ、その結果、引付奉行人は問注奉行人から法曹官僚としての主役の座を奪うことになった。そういう意味で引付奉行人の出現は大変重要であり、またその活動状況を窺わせる史料も少なからずあるので、別に節をあらためて詳しく論ずることにしたい。

- (一) さしあたり三浦周行『續法制史の研究』(岩波書店、一九二五年) 七一六頁以下、牧健二『日本封建制度成立史』(弘文堂書房、一九三五年) 二四頁以下、佐藤前掲書五頁以下、石井良助『鎌倉幕府の成立時期』(大化改新と鎌倉幕府の成立) 増補版(創文社、一九七二年) 一三四頁以下、初出は『国家学会雑誌』六二巻五号(一九四八年)、佐藤進一『幕府論』(日本中世史論集)(岩波書店、一九九〇年) 三頁以下、初出は『新日本史講座』(封建時代前期)(中央公論社、一九四九年)、水戸部正男『鎌倉幕府の成立時期に就て』(法制史研究) 一号、二一九頁以下、石母田正『鎌倉政権の成立過程について——東国における一一八〇—一八三年の政治過程を中心として——』(石母田正著作集) 第九巻、中世国家成立史の研究(岩波書店、一九八九年) 一頁以下、初出は『歴史学研究』二〇〇号(一九五六年)、安田元久『鎌倉幕府論』(日本歴史学会編『日本史の問題点』(吉川弘文館、一九六五年) 八二頁以下)、大饗亮『封建的主従制成立史研究』(風間書房、一九六七年) 三九五頁以下(初出は『法経学会雑誌』五七号(一九六六年))、上横手雅敬『鎌倉幕府と公家政権』(前掲書二頁以下、初出は岩波講座『日本歴史』5 中世1(岩波書店、一九七五年))、川合康『鎌倉幕府成立史の研究』(校倉書房、二〇〇四年) 一一頁以下、等を参照。
- (二) 石井良助『鎌倉幕府政所設置の年代』(前掲『大化改新と鎌倉幕府の成立』増補版、二二五頁以下)、湯田前掲論文一頁以下、等を参照。
- (三) 『吾妻鏡』元暦元年(一一八四) 一〇月六日条。
- (四) 同右、元暦元年(一一八四) 一〇月二〇日条。ただし、工藤勝彦氏はこの記事の信憑性を疑い、文治年間以降に問注所が設立された可能性を指摘している(前掲論文二五頁以下)。なお、『吾妻鏡』正治元年(一一九九) 四月一日条の記事によれば、問注所は一時的に執事である三善康信の居所に置かれた後に御所外に新造された(佐藤前掲『鎌倉幕府訴訟制度の研究』一八頁を参照)。

- (5) 佐々木前掲書二四九頁以下を参照。
- (6) 佐藤前掲『鎌倉幕府訴訟制度の研究』八二頁以下、茨木一成「侍所考——初期鎌倉幕府政治の一考察——」(『史泉』二二号、二六頁以下)、岡田清一「佐竹合戦と侍所の創設」(福田豊彦編『中世の社会と武力』(吉川弘文館、一九九四年)六一頁以下)、等を参照。
- (7) 追加法三四〇。なお、以下の書き入れも含めて『鎌倉遺文』八六二八号を参照。
- (8) 追加法三四六。
- (9) 追加法三四九。
- (10) 追加法三四四。
- (11) 細川重男「政所執事二階堂氏の家系」(鎌倉遺文研究会編『鎌倉遺文研究Ⅱ』鎌倉時代の社会と文化)(東京堂出版、一九九九年)二二七・八頁を参照。
- (12) 佐藤進一「鎌倉幕府職員表復元の試み」(前掲『鎌倉幕府訴訟制度の研究』一三五頁以下)を参照。
- (13) これらの書き入れについて、佐藤・池内前掲『中世法制史料集』第一巻 鎌倉幕府法の補註37は、「猶、条文中、随所に「建長行」「延應行願」「弘長政所」などの傍書が見えるが、この年号は同一の規定が他の時期にも発布せられたことを示すものであり、人名、役所名はその時々におけるその条項担当の奉行人乃至奉行機関を示すものである」(三九二頁)とする。
- (14) 『鎌倉遺文』六三三八号の「関東御教書」は、この記事に関連するものである。
- (15) 「御成敗式目」に付された起請文の末尾に「問注奉行人起請詞同前云々」とみえるが、この場合の「問注奉行人」は前掲『中世政治社会思想』上、三八頁の頭注が述べるように、問注とは訴訟一般のことであり、「裁判にたずさわるすべての奉行人」を意味したと思われる。同じく追加法二九には、評定の場における縁者の退座規定を「問注奉行」に準用する条項がみえるが、この「問注奉行」も同様に捉えてよいであろう。
- (16) 『吾妻鏡』建仁三年(一一〇三)二月一八日条には「諸人訴訟是非、進「覽文書」之後、至「三ヶ日」、不「加」下知「者」、可「レ」被「レ」処「奉行人」於「緩急過」之由、儲「其法」云々」とあり、奉行人には大変に厳しい職務規律が定められていたようである。『吾妻鏡』仁治二年(一一四一)二月二三日条にも「六波羅御沙汰之間、問注奉行人緩急遅参之由、依「レ」有「其間」、定「時」尅「令」着到「之」とあり、六波羅問注奉行人の「緩急遅参」が問題とされている。なお、この記事については『鎌倉遺文』五九七六号の「北条泰時書状」を参照。さらに『吾妻鏡』仁治二年(一一四一)五月一〇日条によれば、問注奉行人の大江以康が「非勘之咎」によって所領を召し放たれている。
- (17) 佐藤前掲『鎌倉幕府訴訟制度の研究』二三頁。
- (18) 『吾妻鏡』寛元四年(一一四六)三月二三日条。

- (19) 佐藤前掲『鎌倉幕府訴訟制度の研究』二四・五頁を参照。
- (20) 佐藤・池内前掲『中世法制史料集』第一巻 鎌倉幕府法、補註一〇五(四一四頁)。
- (21) 同右、三六二頁。
- (22) 『吾妻鏡』建久五年(一一九四)六月三日日条。
- (23) 杉橋隆夫氏によれば、政所別当であつたと推定される「執権・連署制の起源——鎌倉執権政治の成立過程・続編——」(『立命館文学』四二四・四二五・四二六合併号、一二三頁)。
- (24) 『吾妻鏡』正治元年(一一九九)二月六日条。
- (25) 佐藤前掲『鎌倉幕府訴訟制度の研究』二四・五頁を参照。
- (26) 野田只夫「封建社会に於ける雑色人の位置」(『ヒストリア』八号、四六頁)。
- (27) 『鎌倉幕府の使節に関する一考察——雑色・得宗被官・御家人——』(羽下徳彦編『中世の政治と宗教』(吉川弘文館、一九九四年)九〇頁以下)を参照。
- (28) 『中世成立期の軍制と内乱』(吉川弘文館、一九九五年)一五八頁以下。
- (29) 同右、一六六頁。『吾妻鏡』建久五年(一一九四)五月五日条や建長六年(一二五四)一〇月一〇日条にみえる「政所下部」は、このような雑色をさしているのかもしれない。
- (30) 前掲書一七二頁。
- (31) 両者は一対をなしており、前掲『武家名目録』によれば、「扱鎌倉殿の中頃より政所寄人の内さるべき輩を以て保検断奉行と地奉行との兩職に補せられ、互に相助けて府下の保々の雑務を沙汰せしむることできたり、(中略)常の辞に保々の奉行人などいひしは即ち此兩奉行の事をつかねよるなり、但その専務とする所を分ちいへば、検断奉行は市中を巡察して非違を検し是非を断するつかさにしてひとへに検非違使の職の如し、地奉行は道路屋舎売買等のことをむねとするものにていはゆる市正の職に類せり、されども互いに相助けてことを行ひし故に一対によはれしなるべし」ということである(二七八頁)。
- (32) 追加法一九九によれば建長六年(一二五四)五月一日に人質について、また追加法三〇四によれば建長七年(一二五五)八月九日に人倫売買銭について、いずれも問注所執事の太田康連に布達したことがわかる。これらは一見すると政所や守護に対する人倫売買禁制の布達と同趣旨のようにみえるが、仔細にみるとこれらを同一のものとはみることができない。前者の人質については、人倫売買禁制以前に「入流」となった人質が禁制以後に訴訟の対象とされた場合は、人質行為自体は問題とせず「一倍之弁」、要するに債務額の二倍を返済せしめることにし、人身売買以後の人質については停止、すなわち無効にすることが布達されている。また後者の人倫売買銭については、大仏に寄進さ

れたのであるが国々から運上することが煩わしいということで、地頭が沙汰し送進するように布達されている。いずれも人倫売買の処断そのものに関する布達ではなく、それとの関連での訴訟上の処理や没収された代価の処置等に関する布達であったといつてよい。そういった意味ではこれらは人倫売買に関する政所や守護等に対する布達と性格を異にしているものであり、両者を同列に論じている佐藤進一氏の記述には(前掲『鎌倉幕府訴訟制度の研究』二三・四頁)、問題があると考ええる。なお鎌倉期における人倫売買および人質については、牧英正「日本法史における人身売買の研究」(有斐閣、一九六一年)九二頁以下を参照。

(33) 前掲『鎌倉幕府訴訟制度の研究』二五頁

(34) 追加法三四〇、三四三、『鎌倉遺文』八六二八号。

(35) 前掲『鎌倉幕府訴訟制度の研究』八三頁。なお、鎌倉幕府初期の頃の侍所の職務内容と活動の実態については、茨木前掲論文二九頁以下を参照。

(36) 前掲『鎌倉幕府訴訟制度の研究』九八頁以下。

(37) 同右、九九頁。

(38) 前掲論文三〇頁。

(39) 同右、三二頁。

(40) 佐藤・池内前掲『中世法制史料集』第二卷 室町幕府法、三六三頁。

(41) 同右、三六二頁。なお、佐藤氏もこの注釈については触れている(前掲書九六頁)。

(42) 鎌倉期の守護を主たる分析対象としている研究として、さしあたり佐藤進一「増訂鎌倉幕府守護制度の研究——諸国守護沿革考証編——」(東京大学出版会、一九七二年)一頁以下、中原俊章「守護制度の成立と国衙警察機構」(『ヒストリア』七二号、一二頁以下)、および義江彰夫「鎌倉幕府守護職成立史の研究」(吉川弘文館、二〇〇九年)一頁以下、のみを掲げておく。

(43) 『鎌倉遺文』九五〇号。

(44) 前掲『増訂鎌倉幕府守護制度の研究——諸国守護沿革考証編——』二二三頁。

(45) 『守護と地頭』(至文堂、一九六四年)四七頁。

(46) 『鎌倉遺文』一八八二二号、瀬野精一郎編『増訂鎌倉幕府裁判状集』上 関東裁判状篇(吉川弘文館、一九八七年)一九九号(二六二頁)。

なお『鎌倉遺文』八二八二二号が和与状に、八二九九号が下知状に相当する点について、西村安博「鎌倉幕府の裁判における和与関係文書に関する若干の検討——和与をめぐる裁判手続の理解のために——」(三・一元)、『法制理論』三五卷二号、一一頁)表2の26を参照。

(47) 前掲『鎌倉幕府訴訟制度の研究』八六頁以下を参照。